

島原市 3 世代ファミリー応援事業（新增改築補助） 補助金募集要項

1. 3 世代ファミリー応援事業（新增改築補助）補助金の概要

島原市では、家族の絆の醸成と子育て支援を促し、出生数の増加及び定住促進につなげるため、3 世代居住となる世帯に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

2. 補助金交付対象者

補助金交付対象者は、次の全てに該当する者です。

① 申請日現在において、3 世代家族を形成する世帯のいずれかが市内に 2 年以上居住していること。
② 3 世代家族を形成することとなるまでの過去 1 年間、3 世代家族でなかったこと。
③ 3 世代家族全員が市区町村民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（料）を滞納していない者であること。
④ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けていないこと。
⑤ 3 世代家族全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員でないこと。

※ 3 世代家族とは、その形成する世帯が同居又は直線距離 200 メートル以内に居住している世帯をいう（高校生以下の子がいる世帯を含むこと）

※ 補助の対象となる工事は新築又は別表に定める増築・改築で、その床面積が 10 ㎡以上のものとなります

別表

交付の対象となる経費	項目	工事の内容等
新たに3世代家族となるための改修工事費	間取りの変更等	間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設等
	設備の改修	キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増設
	バリアフリー改修	① 通路又は出入口の幅を拡張する工事 ② 階段の勾配を緩和する工事 ③ 手すりを取り付ける工事 ④ 段差を解消する工事 ⑤ 出入口の戸を改良する工事 ⑥ 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
	断熱改修	① 屋根（天井）、外壁、床の断熱改修 ② 窓の断熱改修
	浄化槽の設置等	浄化槽の設置又は入替え

3. 補助金の額及び交付期間

補助金の額、支援期間は次のとおり。

補助金額	初年度：新增改築に要した費用から国又は地方公共団体等からの補助金を差し引いた残額の2分の1 (千円未満切り捨て) ※上限30万円 (市内業者が工事を行った場合、上限50万円)
	第2・3年度：新增改築部分にかかる固定資産税相当額の2分の1 ※上限30万円
支援期間	住宅の新增改築が完了した年度（完成日が1月から3月末の間の場合は、翌年度）から起算して3年度間

4. 応募から補助金交付まで

(1) 募集期間

新築・増改築工事の契約を始める前に申請してください。

※補助金交付決定後、工事の契約→工事開始となります。

(2) 応募方法

補助金を申請するときは、次の書類を市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市3世代ファミリー応援事業（新增改築補助）補助金交付申請書（様式第1号）
② 当該住宅の新增改築費用がわかる書類（見積書等）の写し
③ 国又は地方公共団体等の補助金決定通知書の写し（該当者のみ）
④ 同居又は近居予定の3世代家族全員分の住民票の写し（申請日前3ヶ月以内に発行したもの）
⑤ 市税等の未納がない証明書（別紙）
⑥ その他市長が必要と認める書類 ※工事箇所がわかる図面・工事前写真等 ※3世代の関係が確認できる戸籍等 ※事業前アンケート

(3) 補助金交付決定

申請書類提出後、市で審査を行い、補助金の交付を決定したときは、申請者に通知します。（補助金交付決定後、工事契約→開始となります）

(4) 実績報告

補助金額を確定させるため、工事完了後すみやかに、次の書類を市役所政策企画課までご提出ください。

① 島原市3世代ファミリー応援事業（新增改築補助）補助金実績報告書（様式第3号）
② 当該住宅の新增改築費用の支払い額がわかる書類（領収書等）の写し
③ 当該住宅の建物登記簿の全部事項証明書
④ 国又は地方公共団体等の補助金確定通知書の写し（該当者のみ）
③ その他市長が必要と認める書類 ※3世代同居後の住民票（世帯全員記載のもの） ※工事前・工事途中・工事完了後の写真 ※事業後アンケート

(5) 補助金額の確定

実績報告の提出を受けたあと、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(6) 補助金の交付

補助金の交付は、補助金確定後すみやかに交付するものとします。

補助金を請求するときは、次の書類を市役所政策企画課までご提出ください。

- ① 島原市3世代ファミリー応援事業（新增改築補助）補助金交付請求書（様式第5号）

5. その他

(1) 変更申請

申請した事項に変更が生じたときは、速やかにご連絡ください。

(2) 交付資格の喪失

補助金対象者の要件に該当しなくなったときは、その月分以降の補助金は交付しません。

既に補助金を交付している場合は、既に支払った補助金の全部又は一部について返還を求める場合があります。

【問い合わせ先】

〒855-8555 島原市上の町 537 番地

島原市役所 市長公室 シティプロモーション課

TEL:0957-61-1652 FAX:0957-62-8115